

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道苫小牧市東開町三丁目18番32号
氏名 山本浄化興業株式会社 代表取締役 山本 紘之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成26年 7月16日
許可の有効年月日 平成31年 7月15日

1. 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類。）、廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり。）。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

(平成 6年 7月16日 新規許可)

平成11年 7月16日 更新時変更許可

(廃酸、廃アルカリ(以上2種類は水銀及びアルキル水銀、カドミウム、鉛、砒素又はこれらの化合物、六価クロム化合物、有機燐化合物又はシアン化合物を含むもの)、汚泥(水銀及びアルキル水銀、カドミウム、鉛、砒素又はこれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、有機燐化合物又はシアン化合物を含むもの)の追加。)

平成16年 7月16日 更新時変更許可

(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むもの)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素又はこれらの化合物、六価クロム化合物、セレンを含むもの)、ばいじん(水銀及びアルキル水銀、カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物、六価クロム化合物、セレンを含むもの)、廃石綿等の追加。)

平成21年 8月12日 許可の更新

平成26年 7月16日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 00150016654号
許可業者の名称 山本浄化興業株式会社

取扱う特別管理産業廃棄物(うち特定有害産業廃棄物)の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃石綿等	指定下水汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	輸入された廃棄物の焼却施設において発生するばいじん	輸入された廃棄物のうちばいじん
含有等する有害物質の種類														
石綿				○										
アルキル水銀化合物					-	-	○			○	○	○		
水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)					-	-	○			○	○	○		
カドミウム又はその化合物					-	-	○	○		○	○	○		
鉛又はその化合物					-	-	○	○		○	○	○		
有機燐化合物					-					○	○	○		
六価クロム化合物					-	-	○	○		○	○	○		
砒素又はその化合物					-	-	○	○		○	○	○		
シアン化合物					-					○	○	○		
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-											
トリクロロエチレン									○	○	○	○		
テトラクロロエチレン									○	○	○	○		
ジクロロメタン									-	-	-	-		
四塩化炭素									-	-	-	-		
1,2-ジクロロエタン									-	-	-	-		
1,1-ジクロロエチレン									-	-	-	-		
シス-1,2-ジクロロエチレン									-	-	-	-		
1,1,1-トリクロロエタン									-	-	-	-		
1,1,2-トリクロロエタン									-	-	-	-		
1,3-ジクロロプロペン									-	-	-	-		
チウラム										-	-	-		
シマジン										-	-	-		
チオベンカルブ										-	-	-		
ベンゼン										-	-	-		
セレン又はその化合物						-	-	○	○					
1,4-ジオキサン										-	-	-		
ダイオキシン類										-	-	-		
(有害物質の指定なし)													-	-

※注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。(その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類は「別紙のとおり」と記載。)

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26ととして、割印を押印すること。